

京都市告示第125号

地方税法第20条の5の2及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、同法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する行為のうち、熊本県に住所を有する個人及び主たる事務所又は事業所を有する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るもの並びに熊本県に事務所又は事業所を有する者で熊本県に源泉徴収に係る所得税の納税地があるものに係るもの（当該事務所又は事業所における個人の市民税に係るものに限る。）で、その期限が平成28年4月14日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める日まで延長します。

平成28年5月2日

京都市長 門川 大作

(行財政局税務部税制課)